

熊本県公報

第 1 1 6 7 0 号
平成 20 年 3 月 19 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (水環境課) 1

告 示

- 特定旧法指定施設に係る指定の辞退 (障害者支援総室) 9
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更 (") 9
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施 (畜産課) 9
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 (管理調達課) 11
- 木材業者の登録 (林業振興課) 11
- 木材業者の書換え (") 11
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 (障害者支援総室) 11
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 12

公 告

- 城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 29
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村計画・技術管理課) 30
- 土地改良事業施行の適否決定 (") 30
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 (商工政策課) 30
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見 (") 31
- 定款変更認可 (農村計画・技術管理課) 32
- 土地改良区役員の退任及び就任 (") 32
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 (商工政策課) 32
- 熊本都市計画道路事業の認可 (都市計画課) 33
- 大津都市計画道路事業の認可 (") 33
- 本渡都市計画道路事業の認可 (") 33

登 載 依 頼

- 熊本県立学校公印規程の一部を改正する訓令 (教育政策課) 34
- 熊本県有明海区における漁場計画に関する公聴会の開催 (熊本県有明海区漁業調整委員会) 34
- 第 130 回熊本県都市計画審議会の開催 (都市計画課) 36

規 則

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 11 号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和 47 年熊本県規則第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「別表第 10 の備考 3」を「別表第 10 の備考 5 及び別表第 10 の 2 の備考 3」に改める。

第 22 条中「(以下この条において「水質環境基準」という。)」を削る。

別表第 11 中「別表第 11 (騒音に係る特定施設)」を「別表第 11 騒音に係る特定施設(第 23 条関係)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置される施設を除く。

別表第 15 中「別表第 15 (特定作業)」を「別表第 15 特定作業 (第 30 条関係)」に、「行なう」を「行う」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 騒音規制法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等における作業を除く。

別記第 1 号様式中「あつては」を「あっては」に改め、備考に次のように加える。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 としてください。

5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができます。

別記第 2 号様式から別記第 4 号様式まで中「あつては」を「あっては」に改め、備考を備考 1 とし、備考に次のように加える。

2 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 としてください。

3 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができます。

別記第 5 号様式中「あつては」を「あっては」に改め、備考に次のように加える。

5 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 としてください。

6 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができます。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第20条関係)

排水施設設置(使用、変更)届出書

熊本県知事

様

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

熊本県生活環境の保全等に関する条例第30条(第31条、第32条)の規定により、排水施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
排水施設の種類		※施設番号	
		※審査結果	
△排水施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
△排水施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

- 備考
- 1 排水施設の種類の欄には、規則別表第8に掲げる項番号及び号番号並びに名称を記載してください。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
 - 3 ※印の欄には、記載しないでください。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。
 - 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。

別紙1

排水施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
排水施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、排水施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載してください。

別紙2

排水施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
排水施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚水等の量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、指定工場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号										
処理施設の設置場所										
設置年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日
工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日
工事完成予定年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日
種類及び型式										
構造										
主要寸法										
能力										
処理の方式										
処理の系統										
集水及び導水の方法										
使用時間間隔										
1日当たりの使用時間										
使用の季節変動										
消耗資材の1日当たりの用途別使用量										
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大		
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	量 (m ³ /日)									
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法										
排出水の排出方法										
その他参考となるべき事項										

備考 1 汚水等の汚染状態及び量の欄には、指定工場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載してください。

別紙4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排出水の汚染状態の欄には、指定工場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。

別紙 5

用水及び排水の系統並びに用途別用水使用量

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式中「あつては」を「あっては」に改め、備考を備考
 1 とし、備考に次のように加える。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略すること

ができます。

別記第 9 号様式中「あつては」を「あっては」に改め、備考に次のように加える。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 としてください。

4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

別記第 10 号様式中「あつてはその代表者」を「あってはその代表者」に改め、同様式備考 4 中「あたっては」を「当たっては」に、「さしつかえ」を「差し支え」に改め、同様式備考に次のように加える。

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

7 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

別記第 11 号様式中「あつては」を「あっては」に改め、備考に次のように加える。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

別記第 12 号様式から別記第 14 号様式まで中「あつては」を「あっては」に改め、備考を備考 1 とし、備考に次のように加える。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 206 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退の届出があった。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	施設の種類
知的障害者授産施設八代市立 おおぞら授産所 八代市古城町 2950 番地の 5	八代市 八代市松江城町 1-25 坂田 孝志	平成 20 年 6 月 1 日	4310200136	知的障害者 授産施設

熊本県告示第 207 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人玉医会 たまきな荘相談支援センター 「いこいば」 相談支援事業	事業所の名称	たまきな荘相談支援センター	たまきな荘相談支援センター「いこいば」	平成 19 年 12 月 1 日
	事業所の所在地	玉名市玉名字西原 2194 番地	玉名市中 46	

熊本県告示第 208 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症検査を次のとおり実施する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ひな白痢及びふそ病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況を把握し、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区	実施期日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	宇城市及び多良木町	平成20年6月2日から平成20年6月27日まで
	水川町	平成20年5月12日から平成20年5月30日まで
	荒尾市及び長洲町	平成20年6月2日から平成20年6月30日まで
	玉名市	平成20年6月2日から平成20年9月30日まで
	山鹿市	平成20年4月1日から平成20年4月30日まで
	南関町、和水町及び植木町	平成20年5月1日から平成20年5月30日まで
	大津町	平成20年10月1日から平成20年12月19日まで
	南小国町及び小国町	平成20年9月29日から平成20年11月28日まで
	湯前町	平成20年9月1日から平成20年9月12日まで
天草市	平成20年9月29日から平成20年10月23日まで	
馬伝染性貧血検査	熊本市	平成20年10月1日から平成20年10月31日まで
	荒尾市	平成20年11月4日から平成20年11月28日まで
	菊陽町	平成20年10月6日から平成20年10月31日まで
	阿蘇市及び阿蘇郡内全域	平成20年4月1日から平成20年8月29日まで
ふそ病検査	八代市	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
	山鹿市	平成20年7月7日から平成20年8月8日まで
	阿蘇市及び阿蘇郡内全域	平成20年5月1日から平成20年6月30日まで
	”	平成20年9月1日から平成20年11月28日まで
	錦町	平成20年4月21日から平成20年4月25日まで
”	平成21年3月9日から平成21年3月13日まで	
球磨村	平成20年5月12日から平成20年5月16日まで	
ひな白痢検査	山鹿市及び南関町	平成20年10月1日から平成20年11月28日まで
	錦町	平成20年10月20日から平成20年10月24日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で飼養されている乳用牛及び同居牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養され、転飼されるみつ峰	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	生前に中枢神経異常あるいは起立困難又は起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。月齢又は推定年齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊。	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。

- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (6) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (7) 牛における伝達性海綿状脳症検査は、酵素免疫測定法により判定する。めん羊又は山羊においては、独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンプロット法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由がある時は、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第 209 号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年 5 月 12 日告示第 521 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「7 月 1 日から 7 月 31 日まで」を「1 月 4 日から 1 月 31 日まで」に改める。

第 8 条第 1 項中「翌々年度の 9 月 30 日まで」を「翌年度の 3 月 31 日まで」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 すでに登録され、有効期限が 9 月 30 日となっている有資格者については、その有効期限を翌年の 3 月 31 日まで延長する。

熊本県告示第 210 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録年月日 登録番号（摘要）	住所及び氏名（法人にあつては所在地、 名称及び代表者の氏名）	業 態	主な取扱品
平成 20 年 2 月 21 日 A06377（新規）	阿蘇郡南阿蘇村長野 284-1 中嶋製材所 佐藤八千代	木材売買	製品

熊本県告示第 211 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

書換年月日 登録番号	住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者 氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 20 年 2 月 18 日 A10150	人吉市矢岳町 4692-8 有限会社藤木産業 藤木達也	人吉市蓑野町 101 有限会社藤木産業 藤木達也	住所の変更

熊本県告示第 212 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室 955 番地	医療法人 潤心会 菊池郡大津町大字室 955 番地	平成 20 年 3 月 1 日
はるかぜ薬局 熊本市榎町 2 番 13 号	株式会社 春風ファーマシー 熊本市榎町 2 番 13 号	平成 20 年 3 月 1 日
きさらぎ薬局 鹿本郡植木町大字広住 419 番 109	有限会社 はらだ調剤薬局 八代市萩原町二丁目 11 番 2 号	平成 20 年 3 月 1 日
スマイル薬局 鹿本郡植木町大字鑑田 1029 番 3	有限会社 生活の杜 菊池郡菊陽町光の森七丁目 33 番 1 号	平成 20 年 3 月 1 日

熊本県告示第 213 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社石原石油	取締役 石原 達也	玉名市岱明町野口大原 502 番地	平成 20 年 2 月 29 日

熊本県告示第 214 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 宇城市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

際崎川（1）（321-1-012）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

際崎川（2）（321-1-013）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）

古氷川（4）（321-1-014）

イ 土砂災害警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古氷川（3）（321-1-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
古氷川（1）（321-1-016）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦川（3）（321-1-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦川（2）（321-1-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦川（1）（321-1-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 金桁川 (321-1-022)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町中村
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 耕場川 (3) (321-2-007)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 耕場川 (2) (321-2-008)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 板平川 (321-2-009)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 耕場川 (1) (321-2-010)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

柳迫（321-1-021）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

東港三区1（321-1-022）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

東港三区2（321-1-023）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

際崎（321-1-024）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

古氷1（321-1-025）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市三角町波多

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
立島-1（321-1-026-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
立島-2（321-1-026-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
霜田（321-1-027）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古水2（321-1-028）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鳥崎（321-1-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 東港五区1（321-1-030）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 陣ノ内-1（321-1-031-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 陣ノ内-2（321-1-031-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 東港五区2（321-1-032）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 陣ノ内東（321-1-033）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高々崎（A）-1（321-1-034-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高々崎（A）-2（321-1-034-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高々崎（B）（321-1-035）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
塩屋浦（A）（321-1-036）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 小久保 (321-1-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宮崎 1-1 (321-1-038-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宮崎 1-2 (321-1-038-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
浦内 (321-1-039)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
浦 1 (321-1-040)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒崎-1 (321-1-042-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒崎-2 (321-1-042-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒崎-3 (321-1-042-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
姥崎-1 (321-1-043-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
姥崎-2 (321-1-043-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 古氷3(321-1-1(人))
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 東港三区3(321-2-012)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 赤岩(321-2-013)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 塩屋1(321-2-014)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 塩屋2(321-2-015)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宮崎2（321-2-016）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宮崎3（321-2-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦3（321-2-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
耕場1（321-2-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦2（321-2-020）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
耕場 2（321-2-021）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
耕場 3（321-2-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
耕場 4（321-2-023）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
波多黒崎 1（321-2-026）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
波多黒崎 2（321-2-027）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町波多
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 波多黒崎3（321-2-028）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 中村黒崎1（321-2-029）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 中村黒崎2（321-2-030）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町波多
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 中村黒崎3（321-2-031）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町中村
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 間伏1（207-1-051）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東宇土（207-1-053）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土（東）（207-1-054）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土（中）（207-1-055）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土（207-1-056）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 宇土 (西) (207-1-057)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 天草市志柿町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 志柿 (207-1-058)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 天草市志柿町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 野添 (207-1-059)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 天草市志柿町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大松戸 (207-1-060)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市志柿町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 城辺田 1 (207-1-061)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市志柿町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 城辺田 2 (207-1-062)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市志柿町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

瀬戸東 (207-1-063)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市志柿町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)

瀬戸中 (207-1-064)

- イ 土砂災害警戒区域の所在地

天草市志柿町

- ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

城辺田3 (207-1-065)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市志柿町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)

瀬戸 (北) (207-1-066)

- イ 土砂災害警戒区域の所在地

天草市志柿町

- ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (16) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)

瀬戸 (中) (207-1-067)

- イ 土砂災害警戒区域の所在地

天草市志柿町

- ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

加志 (207-1-068)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
仲の浦1（207-1-069）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
知が崎1（207-1-070）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
知が崎2（207-1-071）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
知が崎3（207-1-072）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大松戸川（207-2-075）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
仲の浦2（207-2-076）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
塚田-1（207-2-077-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
塚田-2（207-2-077-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市志柿町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第188号

城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の事業計画変更の変更について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 10 年 10 月 8 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
熊本県下益城郡城南町大字今吉野字上中須の全部
同町大字今吉野字東原、字中原及び字西原の各一部
同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂及び字溝口の各一部
同町大字舞原字今原の一部
同町大字隈庄字松ノ平の一部
- 4 事務所の所在地 下益城郡城南町大字宮地 1437 番地 1
- 5 設立認可の年月日 平成 10 年 10 月 8 日
- 6 変更認可の年月日 平成 20 年 3 月 10 日

熊本県公告第 189 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営野出地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営野出地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 21 日から平成 20 年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第 190 号

字城市長阿曾田清から協議のあった南山崎地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 20 年 3 月 11 日付で適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 号の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
南山崎地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 3 月 21 日から平成 20 年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
字城市役所

熊本県公告第 191 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド御船店
上益城郡御船町辺田見字中道 201 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
 - (2) 小売業を行う者
イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 11 月 5 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,609 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設に配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
236台
- (2) 駐輪場の収容台数
74台
- (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
10台
- (4) 荷さばき施設の面積
120平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の容量
15立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成20年3月4日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成20年3月19日から平成20年7月19日まで

熊本県公告第192号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成19年10月17日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市及び八代市の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス松江店
八代市松江町字菰池572番地ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 道路幅員が減少する箇所には事故防止対策施設を設置していただきたい。
 - (2) 交通渋滞等周辺生活環境に著しく影響を及ぼしている場合、必要に応じ設置者及び住民等の関係者による対策会議を開催していただきたい。特に開店日や特売日など混雑することが明らかな場合には、警備員を配置し、安全に配慮していただきたい。
 - (3) 自転車等の通行が多い場所であるので、車両の出入りに十分注意していただきたい。
 - (4) 出入口には、一時停止を促す表示を設置していただきたい。
 - (5) 敷地壁面は、隣地境界線から十分に離していただきたい。
 - (6) 敷地周辺部は、緑地を確保していただきたい。
 - (7) エアコン室外機は、隣接地に向けて配置しないよう配慮していただきたい。
 - (8) 騒音等については、近隣地域住民等の理解が充分に得られるよう努めていただきたい。
- 3 市町村の区域内に居住する者からの意見の概要
 - (1) 当該店舗出店予定地周辺は八代市立代陽小学校、八代市立第一中学校、熊本県立八代高等学校、私立秀岳館高等学校が立地し、当該店舗に隣接する市道永碓町高島町線は児童及び生徒の通学路になっているため、出店に伴い交通量が増加し、交通事故の発生が懸念される。また、当該店舗の出入口の見通しが歩道のガードレールによりあまり良くないため、夕方の買い物時間帯は自動車運転者等の安全確認不足等により交通事故の発生が懸念される。以上の観点から、駐車場及び出入口に交通誘導員等を常時配置する必要がある。
 - (2) 当該店舗に隣接する市道永碓町高島町線は周辺住民の生活道路となっていて、当該店舗の大売り出し時には、交通渋滞が生じる可能性があり、周辺住民の生活に支障が生じる可能性が大きい。そのため、当該店舗設置者は顧客の入出店経路について新たに十分予測検討し、顧客に対してはその入出店経路を広告チラシ等に明記し、店舗内（レジ等）に入出店経路案内のチラシを置き配布する等周辺道路に交通渋滞が発生しないよう顧客に対して十分に周知する必要がある。
 - (3) 荷さばき施設が店舗北西側に設置が周知されているが、設置場所が住宅に隣接し、利用時間が朝6時から夜10時までと計画されているため、騒音に対する懸念がある。そのため、住宅に隣接する部分については遮音壁の設置が必要である。
 - (4) 当該店舗出店予定地は住宅地に隣接し、現在も住宅が増加傾向にある。出店に伴

う夜間（午後 9 時 30 分）までの営業では照明により周辺住民の安眠妨害等が懸念される。また、環境保護（二酸化炭素排出削減等）の観点から照明は必要最低限にすべきである。

- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 平成 20 年 3 月 19 日から平成 20 年 4 月 19 日まで

熊本県公告第 193 号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区理事長中嶋憲正から平成 20 年 2 月 7 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 3 月 11 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 194 号

阿蘇市に事務所を置く赤仁田土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	古澤 正	阿蘇市波野大字赤仁田 245 番地
理事	後藤 徹朗	阿蘇市波野大字赤仁田 900 番地
理事	那須野吉次	阿蘇市波野大字赤仁田 809 番地
理事	工藤 一雄	阿蘇市波野大字赤仁田 802 番地
理事	釣井 胤一	阿蘇市波野大字赤仁田 450 番地
理事	榎木野惟幸	阿蘇市波野大字波野 3685 番地
監事	後藤 国利	阿蘇市波野大字赤仁田 718 番地
監事	工藤 豊富	阿蘇市波野大字赤仁田 795 番地
就任		
理事	工藤 一雄	阿蘇市波野大字赤仁田 802 番地
理事	天艸 晴夫	阿蘇市波野大字赤仁田 1022 番地 2
理事	後藤 直久	阿蘇市波野大字赤仁田 723 番地
理事	市原 惣士	阿蘇市波野大字赤仁田 455 番地
理事	古澤 景吾	阿蘇市波野大字赤仁田 245 番地
理事	榎木野和幸	阿蘇市波野大字波野 3685 番地
監事	飛田 秀和	阿蘇市波野大字波野 2614 番地
監事	渡邊 強	阿蘇市波野大字赤仁田 896 番地

熊本県公告第 195 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルショク御船店
 上益城郡御船町辺田見字中道 359 番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 設置する者
 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝
 大分県大分市東春日町 13 番 11 号
 - 小売業を行う者
 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝
 大分県大分市東春日町 13 番 11 号

- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成20年11月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,342平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設に配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
45台
 - (2) 駐輪場の収容台数
39台
 - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
5台
 - (4) 荷さばき施設の面積
72平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量
25立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成20年3月4日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成20年3月19日から平成20年7月19日まで

熊本県公告第196号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成13年九州地方整備局告示第125号熊本都市計画道路事業3・4・37号水前寺画図線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町3丁目11番地63
- 4 事業施行期間 平成13年8月10日から平成22年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第197号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成13年九州地方整備局告示第23号大津都市計画道路事業3・4・8号西鶴中井迫線及び大津都市計画道路事業3・4・1号室吹田線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市隈府1272番地10
- 4 事業施行期間 平成13年3月12日から平成22年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 平成13年九州地方整備局告示第23号の事業地のうち大字大津字上鶴地内において事業地を変更する。
使用の部分 変更なし

熊本県公告第198号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成15年九州地方整備局告示第107号本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線

- 3 事務所の所在地 熊本県天草市今釜新町 3530 番地
- 4 事業施行期間 平成 15 年 8 月 5 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第 3 号

各県立学校

熊本県立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県立学校公印規程の一部を改正する訓令
熊本県立学校公印規程（昭和 50 年熊本県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、熊本県有明海区における漁場計画（免許の内容等）に関する公聴会の開催日時及び開催場所、漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 19 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

- 1 開催日時 平成 20 年 4 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館 10 階 1002 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 3 漁場計画の概要
別記のとおり
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁水産振興課内）において閲覧に供する。
- 4 その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催前日までに当委員会事務局へ提出してください。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別表 熊本県有明海区における第12次漁業権切替に関する漁場計画概要

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
有区第1号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	荒尾市地先	荒尾市大字荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
有区第2号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	荒尾市牛水地先	荒尾市大字牛水
有区第3号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	玉名郡長洲町地先	玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜
有区第4号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	玉名市岱明町鍋地先	玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎
有区第5号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	玉名市岱明町浜田地先	玉名市岱明町山下、浜田及び高道
有区第6号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第7号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町の新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見町、烏帽子、沖烏帽子及び末広、並びに同市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び5321番地
有区第8号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	玉名市横島町地先	玉名市横島町
有区第9号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市河内町地先	熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第10号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市河内町地先	熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第11号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市河内町地先	熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第12号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市松尾町地先	熊本市松尾町
有区第13号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市小島下町地先	熊本市小島上町、小島中町及び小島下町
有区第14号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第15号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第16号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第17号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第18号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市島口町地先	熊本市島口町
有区第19号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市島口町地先	熊本市島口町
有区第20号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市島口町地先	熊本市島口町
有区第21号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市島口町地先	熊本市島口町
有区第22号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日	熊本市島口町地先	熊本市島口町
有区第23号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第24号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第25号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第26号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第27号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	熊本市川口地先	熊本市川口町
有区第28号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日	熊本市川口地先	熊本市川口町
有区第29号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第30号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第31号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町

有区第32号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第33号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第34号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第35号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第36号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から12月15日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第37号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第38号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第39号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から12月15日	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第41号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	荒尾市地先	荒尾市大字荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
有区第42号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	玉名市岱明町地先	玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道
有区第43号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第44号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見町、烏帽子、沖鳥帽子及び末広、同市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地
有区第45号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	玉名市横島町地先	玉名市横島町
有区第46号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	熊本市及び宇土市地先	熊本市河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町、小島上町、小島中町、沖新町、島口町、海路口町及び川口町、並びに宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第47号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	9月25日から10月15日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第51号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	宇城市三角町地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
有区第61号	第3種区画漁業はまぐり養殖業	1月1日から12月31日	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第71号	第3種区画漁業あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日	熊本市海路口町地先	熊本市海路口町
有区第72号	第3種区画漁業あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日	熊本市川口町地先	熊本市川口町
有区第73号	第3種区画漁業あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町

熊本県都市計画審議会公告第3号

第130回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成20年3月19日

熊本県都市計画審議会
会長 両角光男

- 1 開催日時
平成20年3月27日（木曜日）
午後1時30分から
- 2 開催場所
KKRホテル熊本2階城彩
- 3 案件
【審議】

- (1) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【熊本都市計画区域（熊本市）：廃プラスチック類及び木くず破碎施設】
- (2) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【熊本都市計画区域（熊本市）：廃プラスチック類及び木くず破碎施設】
- (3) 玉名都市計画道路の変更の件（大臣同意有り）
【玉名都市計画区域：長洲玉名線外1路線】
- (4) 玉名都市計画道路の変更の件（大臣同意無し）

- 【玉名都市計画区域：築地河崎線外6路線】
(5) 松橋不知火都市計画道路の変更の件（大臣同意有り）
【松橋不知火都市計画区域：曲野両仲間線外4路線】
(6) 松橋不知火都市計画道路の変更の件（大臣同意無し）
【松橋不知火都市計画区域：松山豊福線外2路線】
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付において整理券を配布します。
(2) 受付時間は、審議会開会の1時間前から10分前までとします。
(3) (1)において配布した整理券を持って、午後1時20分に受付に集合してください。
(4) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(5) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い、会場に入場することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
① 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
② はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
③ 会場内での飲食はできません。
④ 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
⑤ 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
⑥ その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
今回の審議会では「3 案件」のうち、【審議】(1)及び(2)については、「審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準」ア又はイに該当するため非公開とし、傍聴はできません。
他の案件については、公開としますが、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。
- 8 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）
（電話 096-333-2520（直通））

